



監 第 140 号
令和 3 年 6 月 14 日

山 中 理 司 殿

大阪府公安委員会



弁明書副本送付書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、大阪府警察本部長の行政文書の部分公開決定処分（大阪府警察本部指令（交指）第1号）に対する審査請求に係る弁明書（副本）を別添のとおり送付します。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合は、令和3年7月5日（月）までに正本及び副本を各1通作成の上、提出してください。

交指第416号
令和3年6月10日

大阪府公安委員会 殿

大阪府警察本部



弁明書

審査請求人山中理司（以下「審査請求人」という。）が令和3年3月3日付で提起した、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づく大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）の部分公開決定処分に対する審査請求について、次のとおり弁明する。

第1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

第2 部分公開決定処分の内容等

1 関係行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年1月26日付で、実施機関に対し、条例第6条の規定により、請求内容を「交通切符等の記載例（大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの）（最新版）」とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る決定及び通知

(1) 実施機関は、本件請求に関し、令和3年2月9日、「公開請求に係る対象行政文書に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するため」として、条例第14条第2項の規定を適用し、公開決定等の期限を令和3年2月24日に延長して、「決定期間延長通知書」（交指第83号）により審査請求人に通知した。

(2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書として、「交通切符等の記載例」、「小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許等について（通知）（平成31年2月26日）」、「道路交通に関する条約締結国等について（通知）（平成31年3月）」、「道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和元年11月25日）」及び「道路交通法の一部改正に伴う「交通切符等の記載例」の補正について（通知）（令和2年4月7日）」（以下これらの文書を「本

件対象文書」という。)を特定の上、令和3年2月24日、条例第13条第1項の規定により、部分公開決定(大阪府警察本部指令(交指)第1号。以下「本件処分」という。)を行い、公開しないことと決定した部分及び公開しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

(公開しないことと決定した部分及び公開しない理由)

ア 「補足事項(補足欄)」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分(法改正に伴う補正用紙含む。)、基礎点数告知違反に関する「備考」欄及び注意書きにおける具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分、所属コード、飲酒検知器による測定方法並びに担当係名

(ア) 条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、「補足事項(補足欄)」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分(法改正に伴う補正用紙含む。)等が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

(イ) 条例第8条第2項第2号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、「補足事項(補足欄)」欄、「報告書・続欄」欄、「備考」欄における具体的な取締手法、取締判断等がわかる部分(法改正に伴う補正用紙含む。)等が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 警察電話番号

条例第8条第2項第1号に該当する。

本件行政文書(非公開部分)には、警察電話番号が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

第3 本件処分の理由等

1 本件処分の根拠について

(1) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8

条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、
知事等と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

(2) 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、涉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(3) 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められる。

こうした事情から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第8条第2項第2号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 「交通切符等の記載例」について

「交通切符等の記載例」(以下この2において「記載例」という。)は、警察官が現場に携行して警察活動を行うことから携帯性を考慮して、B7判(128mm×91mm)で作成している。

また、記載例の制作については、契約により決定した業者に対して印刷、製本、納品等を発注して行っており、受注した業者が記載例の現物を基に独自にデータ化して制作している。

なお、記載例の記載内容の追加及び変更については、部分的な追加及び変更が主であることから、受注業者に対して口頭等により指示している。

よって、受注業者から納品された製本済みの記載例及びそのデータ（B7判、トリムマーク付）以外の文書は存在しない。

(2) 本件請求に係る行政文書の特定について

審査請求人は、本件請求において、請求内容を「交通切符等の記載例（大阪府警察本部交通部交通指導課が作成したもの）（最新版）」としており、実施機関は、本件請求に対応する行政文書について、前記(1)の製本済みの記載例及びそのデータのうち本件請求の時点において最新のもの（平成30年12月発行）並びに平成30年12月から本件請求の時点までの間に記載例の記載内容の追加及び補正を依頼した文書を特定したものであるが、当該文書には条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報が記録されていたことから、当該情報部分を除いて公開することを決定したのであるから、本件処分は妥当である。

第4 審査請求人の主張について

審査請求人は、大阪府警察本部長によって開示された、交通切符等の記載例は、トリムマーク付きであり、文字サイズが小さい文書であった、しかし、本件開示請求文書は、交通違反取締りのための執務資料として利用されていることからすれば、トリムマークのない、通常の文字サイズの文書が別にあるといえると主張するが、実施機関が本件対象文書以外の行政文書を管理していないことは前述のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

以上

注意事項

1 送付した弁明書について

本弁明書は、行政不服審査法第29条に基づき送付したもので、処分を行った行政庁としての審査請求に係る意見を記載したものであり、審査請求に対する最終的な結論を記載したものではありません。

審査請求に対する最終的な結論は、「裁決書」によって行います。

2 反論書について

反論書は、送付された弁明書の内容に対して具体的な意見（反論）がある場合に、提出していただく書面であり、必ず提出しなければならないものではありません。また、反論書を提出しなかったことをもって、弁明内容を受取したものと扱うこともありません。

3 審理手続の終結について

反論書の提出の有無にかかわらず、反論書の提出期限を経過後、審査庁において必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結することとなります。反論書の提出意思はあるが期限までに提出できない場合は、反論書の提出期限までに、下記問い合わせ先まで御連絡をお願いします。

4 問い合わせ先

大阪府警察本部警務部監察室訟務第三係

(大阪府公安委員会に対する不服申立関係事務局)

☎ 06-6943-1234 内線 28931番(受付時間: 平日9:00~17:45までの間)

※ 反論書を作成される場合

反論書には、特に定まった様式はありませんが、次の項目を記載の上、正副2通作成してください。

用紙は便箋、レポート用紙等を使用して下さい。(パソコンの使用可)

- 宛先（「大阪府公安委員会」と記載してください。）
- 書面の題名（「反論書」と明記してください。）
- あなたの氏名
- 弁明に対する具体的な意見（反論）
- 作成日

※ 送付先について

封筒のおもてに「反論書在中」と朱書の上、次の宛先に提出してください。
(郵送の場合は、消印の日付が提出日となります。)

《提出先》

〒540-8540

大阪市中央区大手前3-1-11

大阪府公安委員会 宛

なお、書面が到達したことを確認したい方は、特定記録郵便等で送付してください。(受理した旨の連絡は行っておりません。)